

～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルサポートにゆーす

2003年12月発行 <第2号>

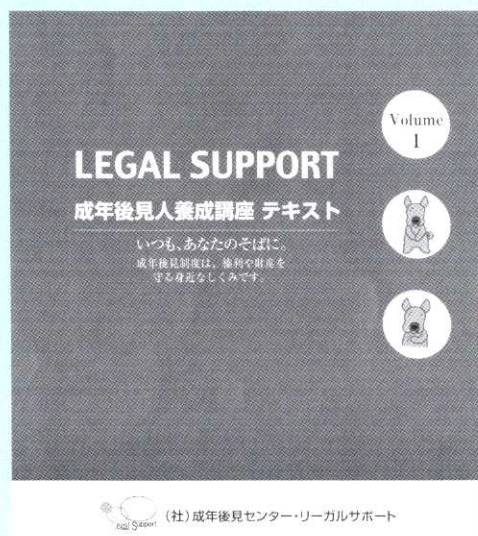


いつも、あなたのそばに。

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。



9月 実施 全国一斉無料成年後見相談
日程については各支部にお問い合わせください。



●第2回一般向け成年後見人養成講座報告

●全国一斉無料成年後見相談会報告

第2回一般向け成年後見人養成講座を開催！

～100名を超える方々が熱心に受講～



一・一般向け成年後見人養成講座の趣旨

成年後見は、「精神上的の障害」による本人の判断能力の低下を、法律的な側面からカバーする制度である。

従来の禁治産制度、準禁治産制度を法定後見制度と任意後見制度の二つの制度に変容、拡大し、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度となっている。

この制度は、本人の残存能力の活用、自己決定の尊重、ノーマライゼーションという人間の尊厳を守るための優れた理念を取り込んでいる。

データ（最高裁判所統計）によると、平成一四年四月から平成一五年三月までに、全国の家裁裁判所に一五、〇〇四件の後見開始の審判等の申立があり、そのうちの六九・八％にあたる一〇、四七八件が認容されている。その中で、本人の親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族）が成年後見人に選任された割合は、全体の約八四％にのぼるとされている。

そこで、本講座は、法律の専門家ではない一般の方を対象に、この制度に対する理解の促進と適切な後見事務の遂行を願って実施したものである。

以下に、本講座の導入の経緯およびその概要をご紹介します。



二・講座の導入

（一）経緯

親族後見人を支援すべき社会的ニーズが強まってきたことが上記データからもうかがえる。

そこで、社団法人成年後見センター・リーガルサポートでは、「一般向け成年後見人養成講座」等を以下のとおり企画、実施した。

平成一五年二月一日（土）、二日（日）に、第一回一般向け成年後見人養成講座を大阪支

部の主管で、大阪市中央区の大江ビルにおいて近畿地方で初めて実施した。

全国規模では、平成一五年九月の老人保健週間（九月一五日から九月二二日まで）に合わせて、各支部での一般向け成年後見相談会を計画した。

これを受けて、平成一五年九月二三日（土）に、第二回一般向け成年後見人養成講座を大阪支部の主管で、大阪司法書士会館において実施した。

（二）本講座の概要

午前一〇時に開講し、午後一時二〇分まで実施した。受講者は一一六人で、会場の座席はほぼいっぱいになった。講座は、「成年後見制度の概要と申立手続きについて」（九〇分）川尻昌之会員、「後見人の職務と事例紹介」（九〇分）多田宏治会員の二コマを実施した。



「成年後見制度の概要と申立手続きについて」では、成年後見制度の理念、制度趣旨、法定後見制度と任意後見制度の概要、後見登記制度の概要、申立手続きの概要について、川尻昌之会員が丁寧に説明を行った。

「後見人の職務と事例紹介」では、多田宏治会員が自ら体験した事例をもとに、テキストを交えながら分かり易く説明を行った。法定後見一件（市町村長申立の事例）、任意後見一件の事例の紹介であった。

講座の内容は入門的なものとし、詳しいことを知りたい方には、講座終了後に個別の質問、相談の時間を設け、相談会を実施した。しかし、この制度は緒に就いたばかりで課題も多い。

三・課題

当面の課題として、以下に述べることが挙げられる。

（一）成年後見制度の普及、浸透

① 市町村長からの申立が期待したほど伸びていない。
データ（最高裁判所統計）によると、導入一年目（平成一二年四月から平成一三年三月まで）に二三件、二年目（平成一三年四月から平成一四年三月まで）に

一一五件、三年目（平成一四年四月から平成一五年三月まで）に二五八件の申立があった。

法律上、市町村長は福祉法の規定に基づいて申立ができる。しかし、実際には、一義的には親族が申立権者なので「親族がいるのに市町村長がしゃばってまでできない」とよく聞く。

また、この制度を、高齢者、障害者の権利擁護という視点で考えた場合、市町村長がもう少し踏み込んで関わっていく必要がある。そもそも親族が虐待などを行っている場合には、親族からの申立を期待することができないので、市町村長の積極的な申立権の発動が望まれる。

② 成年後見制度の目玉と言われた補助制度の利用が、かなり少ないのが実情である。

補助制度とは、従来の禁治産制度、準禁治産制度で保護されなかった人を、成年後見制度で新たに保護の対象者に取り込んだものである。判断能力の低下が軽度な場合に利用できる制度である。例えば、軽度の痴呆、知的障害、精神障害等が挙げられる。

データ（最高裁判所統計）によると、導入一年目（平成一二年四月から平成一三年三月まで）に六二一件の申立のうち

二七二件、二年目（平成一三年四月から平成一四年三月まで）に六四五件の申立のうち四七二件、三年目（平成一四年四月から平成一五年三月まで）に七三七件の申立のうち五五〇件が認可されている。当初の期待に反して件数があまり伸びていない。

③ この制度を利用しないで日常の手続きを家族が行う場合、高齢者、障害者には、潜在化した財産被害がかなりあるといわれている。そのために、本制度の普及、浸透を進めていく必要がある。

（二）成年後見制度利用者への費用支援制度の確立

年金で生活している方等が成年後見制度の利用を希望しても、資力の無い場合が多数存在する。そのため、成年後見の費用を支援する制度を充実することが必要である。

平成一三年四月一日から厚生労働省の事業として「成年後見制度利用支援事業」が行われている。国、県、市区町村が成年後見の費用を助成する事業である。様々な要件があるために対象者が限定されてしまい、あまり利用されていないのが現状である。

また、社団法人成年後見センター・リーガルサポートとしては、「公益信託 成年後見助成基金」等を活用して公益活動にも積極的に

取り組む方針である。しかし、会費を主な財源とする組織が、公的な支援もないまま公的後見人の役割を果たすことには限界がある。

したがって、成年後見制度が広く利用される制度となっていくためには、国、地方公共団体に対し、福祉予算の充実、成年後見制度への予算の割当て等の政策的な支援を求めていく必要がある。

（三）相談会の広報による参加者の増加

「どうすれば地域の方々に講演会、相談会の会場に足を運んでもらえるか。」という問題も重要である。

方法としては、各市区町村の広報誌に開催情報を載せる等はどうであろうか。

また、地域の民生委員、自治会、老人会、市会議員、町会議員等に案内状を出す、あるいは直接会ってチラシを渡す等々工夫が必要であろう。

さらに、マスコミを通じ、広く周知してもらうことも必要であろう。

「自分を守るための正しい情報が欲しい」そんな人々に届くよう情報を発信していきたい。

四、今後の展開

以上述べた状況を踏まえ、今後の社団法人成年後見センター・リーガルサポートの在り方を述べ、まとめたい。

（一）親族後見人の養成、支援も、重要な役割だと考える。法律の精神にのっとり成年後見制度が運用されるよう、また司法書士に期待される社会的職責を果たすためにも、引き続き本講座を随時開催していきたい。

（二）家庭裁判所への報告書類の作成、財産の管理、契約締結等について、親族後見人の要請に応える支援活動も引き続き実施していきたい。

司法書士は、国民に身近な法律家であり、その専門能力を活かしながら、成年後見制度の発展に取り組んでいきたい。

社団法人成年後見センター・リーガルサポートへのご質問、ご意見がありましたらお気軽にお寄せください。お待ちしております。



敬老の日 全国一斉無料成年後見相談会を開催

～大阪府下は四ヶ所で相談会を実施～

（社）成年後見センター・リーガルサポートは、例年、敬老週間にちなんで、敬老の日の前後一週間を目途に全国一斉で無料成年後見相談会を開催している。

本年も各都道府県でこの相談会が開催され、大阪では九月一三日に四ヶ所の会場で実施さ



れた。リーガルサポート大阪支部では、電話相談は平日の毎日、面接相談は毎週木曜日の週一日、無料での相談活動を行っているが、今回の相談会は、府下の四ヶ所に会場を設け、日頃相談に行きたくても出向けない高齢の方々の便宜も考え、できるだけ多くの方の相談に応じようと企画されたものである。

会場は、豊中市、大阪市中央区、枚方市、堺市の四会場。各会場とも様々な問題を抱えられた相談者が訪れ、相談員のアドバイスに真剣に聞き取っていた。単なる相談というよりも、身に迫った切実な相談が多く相談時間だけでは足りず、引き続き継続的に相談を受けることになった方も多かった。相談者の中には、インターネットなどで成年後見制度のことを事前に調べて来られた方も多く、成年後見制度そのものが少しずつ認知されてきたようにも思われるが、実際にその制度を自分や家族にどう役立てていけるのか、具体的な手続きがわからなくて相談に来られた方も多く見受けられた。

相談の内容としては、任意後見制度と法定後見制度について同数程度の相談があり、そ



の他相続や遺言、また、知的障害をもつお子さんの将来に不安を感じてこの制度を何とか利用できないかとの切実な相談もあった。短い相談時間の中では、なかなか相談者の抱える問題に回答を示すことができないこともある。ただ、将来の不安を抱える相談者に少しでも道筋を示し、解決の方法があることを知ってもらい、不安をぬぐって解決に向け前進してもらいたいと願う。

われわれ司法書士も、よりこの制度についての実践を積み重ね、専門家としてさらに相談者に安心を与えられるよう、努力を続けたと感じさせられた一日であった。

実践！ 成年後見

～法人後見～

リーガルサポート大阪支部の社員が取り組んだ実例を紹介いたします。
 （なお、プライバシー保護のため、一部内容を変更しています。）
 また、文中の名前は全て仮名です。

道男さんは、精神障害と身体障害を患っている五八歳の男性である。道男さんのお母さんの孝子さんは、ご主人に先立たれた後は母一人、子一人の環境で、息子の道男さんに愛情の全てを捧げ、閑静な住宅街で穏やかな生活を送ってきた。しかし、年齢も八七歳を過ぎると、友人や親戚にも先立たれ、身内、近所で頼れそうな人もなくなってきた。「親亡き後」の道男さんの事が今は一番の悩みの種である。そんな時にリーガルサポート大阪支部のY会員に出会えて、孝子さん自身の任意後見契約をY会員と結び同時に、家庭裁判所において孝子さんと法人であるリーガルサポートを道男さんの複数成年後見人とする審判がなされた。そこで、リーガルサポートの担当社員として、私とT先生が任命されたのである。

私もT先生も初めての体験でやっていけるか不安もあったが、リーガルサポート大阪支部に「親亡き後問題対策チーム」が発足し全面的なバックアップ体制がしかれ、ベテラン先生方の指導、監督のもとに活動できることとなった。そこで私たちは判らないことは勉強

強しながら頑張ってやっていこうと決意した。

人見知りの激しい道男さんは、担当社員として私とT先生がご家庭を訪問するようになってもなかなか顔を見せてくれず、廊下から、こわごわ行き来しながら、応接室に通された私たちの様子をうかがっている様子であった。一方、お母さんの孝子さんに対する道男さんの甘えの裏返しだと思いが、道男さんの孝子さんに対する暴力に悩んでいるとお話もあつた。また、道男さんは将来のことを考えお金が減るのを不安がっており、リーガルサポートへの支払いを心配しているという話も伺った。

道男さんとの信頼関係が結べるのか。それが私とT先生の最初のテーマとなった。幸い、とてもよくしてくれる精神科が近くにあり、道男さんもそこへは信頼してちゃんと通っている。信頼関係は時間をかけてゆっくり作っていくとT先生と話合っていた矢先、お母さんの孝子さんが緊急に入院することになってしまった。リーガルサポートと孝子さんが複数成年後見人に就任してから二ヶ月経った頃の事である。検査をしたところ、持病が

悪化してきたようで、高齢なので事態は急展開する可能性もある。

私とT先生が自宅に駆けつけたところ、それまで私たちを避けてばかりいた道男さんが、玄関に出迎えてくれた。うって変わって道男さんは、「先生、趣味のいい服、着てるね」とか、「美人やね」とか、「やっぱり頭いいんやね」など私たちに心を開き、自分から話しかけてくれるのである。「いざという時」を覚悟して、道男さんも、お母さんに何もかも頼る訳にはいなくなってきたと悟ったようである。財産管理の話をして、ちゃんと目を合わせて聞いてくれた。ここに来て、成年後見制度を利用して本当によかった、と御本人にも思ってもらえたようである。「いざという時」の前に信頼関係作りが間に合って本当に良かった、と私たちも感じた次第である。財産管理も、お元氣な間は孝子さんが担当し、いざというときはリーガルサポートが代わりに担当することになっていたので、これを機会にそろそろ私とT先生で財産管理の準備をしているところである。

現在、リーガルサポートが法人として成年



後見人に就任してからまだ四ヶ月経ったばかりである。「親亡き後」という事態をいよいよ迎えるにあたって、私たちはリーガルサポートの担当社員としてこれから本格的な活動を行うこととなる。

孝子さんの道男さんに対する遺言手続についてもアドバイスが必要であろう。孝子さんは最後の力を振り絞って、息子の道男さんと思ひ出りの旅行に出かけるという。道男さんも孝子さんへの暴力がなくなり、神妙な様子である。孝子さんの最後を道男さんがどのように迎えるのか、精神的に乗り越えられるのか、私たちは見守っていかなければならない。また、少しややこしい親族関係も本人にかわって調整していくことになるであろう。頑張っていこうと心新たに決意しているところである。

一般向け成年後見人養成講座受講アンケートから

成年後見人養成講座に多数ご参加頂き、誠にありがとうございました。
 受講後のアンケート結果を報告いたします。（参加者116名中103名回答）。

1. 講座の内容はいかかでしたか？
 ①よくわかった 63名 ②難しかった 14名 ③どちらともいえない 13名
2. この講座に申込みれた理由（動機）をお聞かせください。
 ①成年後見人に就任している 3名
 ②成年後見人に就任予定 4名
 ③具体的な相談を受けている 21名
 ④将来、職業としての成年後見人を目指している 8名
 ⑤成年後見に関心がある 70名
 ⑥その他 20名
 （市で市町村長申立の担当をしている、自ら制度の利用を考えている、など）
3. 性別は？
 ①男 49名 ②女 54名
4. 年齢は？
 ①20代 10名 ②30代 12名 ③40代 19名 ④50代 38名 ⑤60歳以上 23名
5. ご職業は？
 ①会社員 12名 ②福祉関係 47名 ③医療関係 5名 ④自営業 6名
 ⑤主婦 6名 ⑥その他 21名（税理士、公務員、消費生活相談員、など）
6. 今後どのような内容の講座を希望しますか？
 ・事例紹介はよくわかり興味が持てる。様々な事例を紹介して欲しい。
 ・任意後見制度についてもう少し詳しく聞きたい。
 ・申立手続きを中心に、具体例をあげての詳細な説明を聞きたい。

成年後見制度、高齢者・障害者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

〔電話相談〕

電話番号

06-4790-5656

日 時

土・日曜日、祝日を除く**毎日**

午後1時～午後4時(予約不要)

〔面接相談〕

日 時

毎週木曜日(但し、祝日は除く)

午後1時～午後4時

予約不要(受付時間:午後3時30分まで)

場 所

大阪司法書士会館

大阪市中央区和泉町

1丁目1番6号

(電話06-6941-5351)

地下鉄谷町4丁目駅

⑧番出口より谷町筋を

南へ徒歩5分



社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部では、成年後見制度に関する講義、勉強会、相談会などへの講師、相談員等を派遣しています。講師等の派遣、その他のお問い合わせは下記まで。

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部

〒540-0019

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内

電 話 06(4790)5643

F A X 06(6941)7767

(社)成年後見センター・リーガルサポート <http://www.legal-support.or.jp/>